

## 第4 1回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成26年3月3日（月）13時30分～15時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）  
副議長 豊 秀一（朝日新聞東京本社社会部次長）  
清原 慶子（三鷹市長）  
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）  
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）  
中川 英彦（前京都大学大学院教授）  
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）  
湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会 長 山岸 憲司  
次年度会長 村越 進  
副会長 菊地 裕太郎、横溝 高至、山岸 良太、春名 一典  
事務総長 荒 中  
事務次長 鈴木 啓文、大貫 裕仁、菅沼 友子、兼川 真紀、谷 英樹  
松本 敏幸  
広報室室長 勝野 めぐみ

（説明協力者）

事務総長付特別囑託 丸島 俊介

以上 敬称略

### 1. 開会

（鈴木事務次長）

はじめに日弁連側の出席者をご紹介します。では、春名副会長から自己紹介をお願いします。

（春名副会長）

副会長の春名です。次年度、荒事務総長を引き継ぎまして事務総長をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（山岸副会長）

本年度、法曹養成を担当しております副会長の山岸です。よろしく願いいたします。

（菊地副会長）

東京弁護士会の菊地裕太郎と申します。法曹養成は副担当で、主に刑事司法改革を担当しています。よろしくお願いいたします。

(村越次年度会長)

村越です。4月1日に会長に就任予定です。よろしくお願いいたします。

(荒事務総長)

事務総長の荒です。事務総長のお務めもあとわずかになって、顔がほころんでおります。よろしくお願いいたします。

(横溝副会長)

副会長の横溝です。日本司法支援センター（法テラス）関係と弁護士不祥事対策の関係を主として扱っています。よろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

事務次長の菅沼です。よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

事務次長の兼川です。よろしくお願いいたします。

(松本事務次長)

事務次長の松本です。2月1日に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

(勝野広報室室長)

広報室の室長の勝野です。よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

事務次長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

本日は説明協力として丸島囑託に参加いただきます。よろしくお願いいたします。

(丸島事務総長付特別囑託)

事務総長付特別囑託として、法曹養成制度の関係を担当しております丸島です。よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

配付資料についてですが、お手元に冊子がございます。事前配付として法曹養成制度改革の現状と課題という関連資料一式を配付しています。また、当日配付資料として、資料41-11と41-12、法曹養成制度改革の現状と課題についてというレジュメ等を配付しています。また、第40回日弁連市民会議の議事録（案）をお手元に置かせていただいています。ご確認いただければと思います。

また、ホームページに掲載する今週の会長の撮影でカメラが入りますが、場合によってはお顔が入ってしまうかもしれませんので、ご了解いただけますようお願いいたします。

それでは、北川議長、進行をお願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、長見萬里野委員が所用のため、ご欠席です。

それでは、ただいまから第 41 回市民会議を開催させていただきます。

### 3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

それではまず山岸会長からご挨拶いただきたいと思います。

(山岸会長)

山岸です。本当に市民会議の委員の皆様には、長い期間、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。私の任期もあと 1 か月を切りました。早いものだとしみじみとっております。1 年と 11 か月しかないのだから早いはずだという嫌味はともかくといたしまして、あっという間でした。

そのような中で多くの事柄について、荒事務総長とともに懸命に駆け抜けてまいりました。また、国際化への対応や不祥事対策など、いろいろな各論はありますが、とにかく活動領域を拡大していくということについては、様々な取組を展開してきました。行政内部での弁護士の活躍も被災自治体だけでなく、ある程度見受けられるようになってきました。行政の福祉分野とのコラボレーションの中で弁護士が活動していく姿も見受けられるようになってきました。3 月 1 日には、法律相談センター全国統一ナビダイヤル「ひまわりお悩み 110 番」開設 1 周年記念イベントにて、有賀さつきさんに講演をいただきました。私どもの無料相談会も含めて、市民の方に集まっていただきました。本日はラジオ日本の「こんにちは！ 鶴蒔靖夫です」で、パーソナリティーの鶴蒔さんと対談を行いました。20 分ほどの番組ですけれども、弁護士がより親しみやすく、あるいは敷居を低くする努力をして、様々な分野で活動をしてきていますということや、開かれた司法を築いていくために取り組んでいるいろんな課題について、若干の説明をさせていただきました。

執行部をあげて様々な課題に取り組んでいるわけですけれども、次の法曹の担い手を育成していくという法曹養成制度が、いくつかの論点が絡み合って議論が複雑ですっきりとしない中で今日まで来ています。現在の議論状況や関係者の努力につきましても、正確にお聞きいただいて、また貴重なご意見を頂戴できればと思っております。

そしてまた取調べの可視化をはじめとする刑事司法改革については、最優先課題の一つとして取り組んできました。これも現政権の中で、あちこちに張り巡らされた人脈の中で捜査当局の極めて強い抵抗があるところを何とか押し切って、いい方向で改革を成し遂げていきたいと努力をしています。そういった点についてもご理解をいただいて、側面からご支援をいただければと思っています。

先ほど話がありましたように、現職の春名副会長は次年度事務総長に就任する予定ですので、極めて緊密な徹底した引継ができると思っています。その点は一安心ですけれども、ただ、課題があまりにも多いですので、至らぬところがあるかと思われれます。ぜひとも、

委員の皆様方のご支援・ご助言をよろしくお願いいたします。

当選された村越次期会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。どうぞ。

(村越次年度会長)

村越です。1回の選挙、投票で決まったというのが6年ぶりです。4月1日に新年度の会長が決まっているというのも4年ぶりということです。いかにこの4年、あるいは6年間に日弁連にとってイレギュラーな状態であったかということだと思っています。

会長選挙戦を始めたときにはどうなることか本当に心配していたわけですが、おかげさまで私が住んでいる千葉県弁護士会以外は51単体会で最多得票をいただきました。また、今までの選挙の最多票が確か9,700票くらいだと思います。はじめて1万票を超えて、1万2,676票という得票もいただきました。ただ、残念なことは、投票率が極めて低かったことです。50%を割り込んでいまして、記者会見のときにもこれは何なのだと、どう思っているのだということを記者から聞かれました。候補にあまり魅力がなかったせいという反省はしていますが、ただ、そういう低投票率の中でもこれだけの会員のご支持をいただいたということは、大変にありがたく思っています。その皆様のご期待にしっかり応えるべく4月1日から職責を果たしたいと思っています。

日弁連の方には、任期や年度があるわけですが、様々な課題の方は関係なく動いているわけです。この引継の時期に、法曹養成も含め大きな問題が難しい局面を迎えています。荒事務総長はもうにこやかになってきたとおっしゃっていますが、そんなことは許されません。しっかりと現執行部にも別の形で残っていただいて、ご支援をいただきながらやっていきたいと思っています。市民会議の委員の皆様方にも、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(鈴木事務次長)

北川議長、資料の関係で若干補足をさせていただきます。先ほど当日配付の資料41-11と12とご説明しましたが、一括して綴じられております。同じ綴じの中の8ページ以降が41-12の追加資料になります。それから、丸島囑託からの追加資料も配付しますので、ご活用いただければと思います。

(北川議長)

山岸会長はじめ、現執行部には、難局のときにそれぞれご活躍されました。本当にご苦勞様でございました。後ほど、丸島囑託からご説明いただく法曹養成制度に関しても、様々な問題点が噴出していた1年間でした。活動領域の拡大、取調べの可視化の問題、弁護士の先生方の不祥事の問題等が出た難しい中を仕切っていただきながら、成果を上げていただいたことに敬意を表したいと思います。

また、新しく村越新執行部が発足するわけですが、引き続きご活躍いただくように、お祈りを申し上げます。

#### 4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは議事を進めさせていただきます。議事録の署名人については、恐縮ですが、豊副議長と松永委員をご指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

## 5. 議事

### 議題①法曹養成制度改革の現状と課題について

(北川議長)

それでは議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきますと思いますので、ご了承ください。

本日の議題、「法曹養成制度改革の現状と課題について」を検討していきます。まず、丸島囑託にご説明をお願いしたいと思います。35分程度かかる長丁場ですが、ご説明をお願いします。

(丸島囑託)

市民会議の委員の皆様方には、十数年前の司法改革のときから、様々なところで大変お世話になり、感謝申し上げます。この間、法曹養成制度検討会議では、清原委員には1年間有識者委員としてお世話になりました。また、フット委員には昨年アメリカでの司法改革シンポジウムの際にもお世話になりました。北川議長には、法曹の活動領域拡大の取り組みにあたって、これまた大変お世話になっております。法曹養成制度を巡る問題については、これまで市民会議の場で何度もお話をさせていただいておりますが、今、大変重要な段階に来ておりますので、現状をご報告させていただき、法曹養成制度全体について当面の改革の方向性を共有する機会になればありがたいと思っております。

まず、現状をご説明する前に、お手元の資料に基づいて、この半年間の動きをざっとご説明します。事前送付資料をご覧ください。市民会議の委員の皆様方にはすでにご承知のことではありますが、政府の法曹養成制度検討会議における検討が昨年7月まで続いておりました。法曹養成制度の在り方を見直す会議を、政府が始めてから丸4年を迎えました。振り返ってみますと、論点整理など似たような会議が続いて、必ずしも全体の方向性や結論が十分でないまま今日まで至っている印象があります。

2/22 ページにありますとおり、昨年の8月、法曹養成制度検討会議の後継組織として、新たに内閣に関係閣僚らによる法曹養成制度改革推進会議が設けられ、内閣官房長官の下には法曹養成制度改革推進室が設置されました。推進室は、全体の事務局の役割を果たす官僚組織でありまして、主として法務省の司法法制部が中心となりつつ、最高裁、文科省、日弁連からも事務局員を派遣して構成され、十数名くらいの組織で活動が進められています。

顧問会議というのは、いわゆる有識者委員で構成されており、法曹三者、学者、経済界、消費者団体関係者などの方々も顧問として意見を述べられるという形になっております。

従来は有識者会議である法曹養成制度検討会議において検討し、結論を出し、内閣がそれを踏まえて法制化等の実行に移すということでした。今回の体制は、既に検討会議において様々な議論を経ましたので、それを具体化するということが、法曹養成制度改革推進室という組織が中心になって検討会議で結論が出た部分は実行に移す、残された課題については、引き続き検討するということが進められております。ただ、残された課題も多くありますので、これらを事務局サイドだけで結論を出していくというわけにもいきませんから、有識者の意見を聞く顧問会議が設けられたという整理になっております。

さらに法務省の下には、法曹養成問題と深くかかわる課題として、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会及び分科会が設けられています。司法修習を終えた弁護士らが、どのような分野でその役割を求められ活動の領域を広げていくのか、そのための具体的な方策をどのように実施するのかなどが重要なテーマとなっており、これについて検討し必要な実践を進めていくことが予定されております。

司法改革の議論の中では、弁護士は、今後、従来の法廷実務のみならず、企業、海外、国・自治体、そのほかの幅広い分野で活躍することが期待されるとされてまいりました。法曹養成制度の改革は、こうした法曹の活動領域の拡大も念頭に置いた議論でありましたので、出口の活動領域問題を抜きにして、狭い意味での法曹養成制度の枠の中だけの議論では大変に中途半端でもあるということから、検討会議では、政府が積極的に法曹の活動領域拡大に責任を持った体制を整備して推進すべきであるという意見が、多くの委員から強く出された経過がありました。

政府における法曹の活動領域拡大の検討、推進となりますと、経産省、総務省など各省庁の所管にも関わりますし、また財政的な問題も出てくるということで、簡単でないところもあります。そうした背景もあってか、検討会議の当初の取りまとめ案では、活動領域の拡大に向けて経験の交流や意識改革ということが前面に出ておりました。しかし、この取りまとめ案に対しては、検討会議の各委員から、これでは不十分であるとして、政府における積極的な取り組みが求められ、新たな有識者懇談会や分科会が設けられた経過でありました。ただし、活動領域関係の会議は、法曹養成制度改革全般のように内閣官房の下に置かれたのではなく、法務省の下に有識者懇談会と三つの分科会が置かれることになりました。

分科会の一つ目は、自治体・福祉・国などのいわゆる公共部門、二つ目が企業の部門、三つ目が海外展開の部門であり、この3分科会が設けられました。北川議長には、主として自治体等の活動領域拡大に関する分科会で活動をしていただいているということがございます。

3/22 ページは、顧問会議の構成メンバーと活動領域に関する有識者懇談会のメンバーでございます。こうした体制の下にこの半年間、各分野の検討が進められてきました。

4/22 ページ以下をご覧くださいとおわかりになると思いますが、法科大学院は当初 74 校が設立されましたが、法曹養成のための専門教育を担う人的態勢などからみて、過大な規

模での設立であったということが共通の認識となっております。従って、新たな専門家養成を担う法科大学院の教育の質の確保という観点から、法科大学院の統廃合を進めることが必要であるとされ、文部科学省は、法科大学院に対する公的支援の見直し策をさらに強化することを提案しております。

これは、司法試験の合格率や入学定員の充足率、法学部以外の出身の方や社会人の受入れ状況、地域的適正配置、夜間開講の状況といったいくつかの要素を指標として法科大学院を評価し、全体を三つのグループに分類し、このうち第2グループをさらに三つに分け、全体として五つのグループに仕分けております。そして例えば、第1グループでは、まずは基礎額の90%の金額を補助することとし、優れた教育システムが構築されている場合や優れた教育プログラムの開発、他の法科大学院の支援プログラムを有している場合などには、これを加算要素として基礎額にプラスアルファする仕組みとしております。そして、第3グループでは、基礎額が半額となり、5/22 ページの第3の右端に「連合」と書いてあるように、他校と連合する中で生き残ることは可能であるけれども、単独で継続することは無理であるという評価をしているわけです。

文部科学省としてはかなり思いきった措置をとろうとしておりますが、この評価基準をあてはめていくと、断定はできませんが、法科大学院は、40校、場合によっては30数校程度が残るという統廃合のイメージになるのではないかと推測されているところです。

こういう方向性をもって1年以内に公的支援の見直しの強化策や定員の削減方策を検討し結論を得た上、2年以内にその結論に従って実施するとの内容がこの間の文科省の動きであります。

続きまして、12/22 ページ以降をご覧ください。司法試験法の改正についてです。

法科大学院の学生が、法科大学院で一生懸命十分に学習すれば大方が司法試験に合格できるという連携関係が当初想定されていましたが、現状は必ずしもそうはなっていません。法科大学院の教育内容にかなりのばらつきがあるという問題が一方であるとともに、他方では、司法試験も、実務法曹としての学識能力を培う法科大学院教育の到達点を確認するものではあるが、プラスアルファとして別途試験対応の勉強が必要であると考えられており、その負担の重さが指摘がされています。とりわけ、短答式試験は、経験を経るごとに成績も向上する面があり、未修者にとっては格別の試験対応の必要があり負担となっていると言われていました。そこで、短答式試験の科目については、かつての旧試験のときと同じく、憲法、民法、刑法の3科目に限定するという改正案です。

次に、受験回数の点ですが、司法試験が法科大学院における学修の到達点を確認するとの趣旨からすると、卒業後長期間の試験対応の勉強により司法試験を受験するというのは本来の趣旨に合致しないと考えられるところから、法科大学院卒業後、5年以内に3回に限り受験が可能であるという制度とされてきました。しかし、現実には、5年3回という制度がいろいろな受験テクニックに利用されている面もあるとの指摘があります。すなわち、5年以内に3回の受験ができるので、その3回をどう使うか、つまり法科大学院卒業

後1年目から受験するかどうかを判断するために模擬試験を受け、1年目から受けるか、1年目はやめておいて2年目から受けるかといった受験のための技術的な対応がされる傾向が生まれています。また、当初想定された合格率より相当に低い合格率で推移しているところから、こうした短期の受験回数制限を合理化する根拠も弱く、受験生に多大のプレッシャーをかけているとの指摘もありました。そこで、当面は、単純に5年の間は受験できるということとして、その間に合格してくださいますとする制度にしたほうがよいのではないかとの問題意識から、見直されることになりました。以上の内容が、司法試験法の改正の主な2点です。

次に、司法修習については、14/22 ページ以下です。先の法曹養成制度検討会議では、法科大学院について様々な問題点が指摘され、その改善の在り方が議論されました。そして同時に、法科大学院修了後、司法試験合格後の実務的トレーニングの場である司法修習についても、改善改革の必要はないのかとの議論がありました。しかしながら、司法修習を所管する最高裁判所は、この問題について、現状の司法修習に基本的な問題はないとするスタンスに立った説明をされました。少なからぬ委員からは、相互に連携することが予定された法曹養成課程全体の問題を議論している中で、一人司法修習だけは何の問題もないというのはどういうことかとの疑問が呈せられ、その現状と課題について検討がされました。

法科大学院の理論教育とその後の実務研修がうまく連携ができているのか、修習期間は従来の半分である1年間となり、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護といった実務修習はそれぞれ2か月間となっています。実務修習こそが司法修習の中核だと言いながらも、現実に今2か月間、弁護士事務所で修習に従事したとしても、一つの事件に最初から最後まで携われるわけでもない。多様な法曹像を念頭におき多様な修習内容の実施を目指した選択型実務修習の状況はどうなっているか。実務修習の在り方をより密度の濃いものに充実させる必要があるのではないかといった様々な議論が交わされました。その後、検討会議の取りまとめを踏まえて、司法修習とりわけ実務修習の充実を目指して検討の結果、当面の改善案としては、法科大学院と司法修習との連携を確保し実務修習に円滑に移行できるよう、司法修習の最初の15日間に集合型の導入修習を実施することとして、実際に各地の裁判所や弁護士事務所で具体的な事件に関わる前提として基礎的な理解をしてもらうプログラムを実施することになりました。実務修習充実のための集合型導入修習は今年から始められる見込みとなっています。これについては、最高裁は、当初その必要性についての疑問も示しましたが、法務省や、検察庁・弁護士会の現場などからも相当に強い意見も出され、このような改善改革を早期に図り、引き続き現状を検証しながら必要な改革を図ることになりました。

司法修習の改革については、集合型導入修習の実施で終わるわけではありません。実務修習の充実、多様な法曹の活動を念頭に置いた選択型修習の充実をどのようにすればよいかという課題。また、A班、B班と2班に分けて運用している問題など、様々な問題があります。これらについては、引き続き最高裁の司法修習委員会を活性化し、法科大学院教



育との連携、修習終了後には市民の権利擁護のため独立して法曹として一人前の活動をするに必要な修習の充実を図るべく必要な見直しの議論を継続していかなければなりません。

次に、18/22 をご覧ください。これは議論継続中の課題であります。法曹養成課程を巡る問題の一つである時間的・経済的リスクの問題です。法科大学院に入学してから司法修習を終えて一人前になるまで、法科大学院の標準3年と試験期間8か月、司法修習1年の合計4年8か月の期間を要します。もちろん、従来制度の下では合格まで平均受験回数6回余、平均年齢28歳余という状況がありましたから、法科大学院でしっかりと学修すれば多くの者が合格できる仕組みになっているのであれば、状況はまた違うのでしょうか。さらに、法科大学院において、返還義務を要する奨学金などの負担が平均370万円と報告されており、加えて司法修習は、従来給費制であったものが貸与制に変わったためその負債額が300万円程度となっています。そうしますと、一人前の法曹として独り立ちする段階で、平均して600数十万円から700万円を負債として背負いながら活動をスタートするということになります。このような職業人の在り方というのは、将来の道として法曹を考えようとする若者にとって大きな壁として意識され、合格率の低迷と就職困難な状況とあいまって、法曹志願者減少の一つの要因と考えられるようになっていきます。

法科大学院に誰もが学べるような仕組みとするためには奨学金制度の充実、とりわけ諸外国の大学生や専門人材養成の在り方にも学び、給付型奨学金制度の創設などの支援の充実が検討されるべきでしょう。また、司法修習生の処遇の在り方については、法曹養成制度検討会議においても、そもそも、法科大学院卒業後、司法試験に合格し、法曹の実務の現場で法曹として活動する前提として研修に専念すべき義務を課せられている司法修習生の、学生とは異なる地位・身分・権限といったものをよく整理して、それにふさわしい処遇、経済支援の在り方を検討することが提起されています。そして、その議論は今も継続されています。

最後に、21/22 ですが、先ほど申しあげました弁護士の活動領域の拡大に関する組織の建付けについて申し上げます。今、三つの分科会では、様々なモデル事業を展開しようとしています。例えば、自治体の業務では、各地の弁護士会と地元の自治体が連携する仕組みを作り、例えば弁護士会には自治体連携センターとでもいう組織をつくり、自治体の中にある様々なニーズに対して弁護士会が緊密に連携し、法的な支援を行い自治体住民の生活支援に様々な形で協力していこうというものです。場合によっては、自治体内に弁護士を派遣して、自治体の適切なガバナンスの確立や、住民の権利擁護事業の支援にあたることもできましょう。実際に、東北の被災自治体などでは、この間かなりの数の弁護士が入っていますし、北川議長が中心になってやっけていただいておりますが、被災地以外の各地の自治体でも同様の動きが進みつつあります。例えば、地方分権の拡大に伴い、条例制定権能の強化が図られる中、この分野で弁護士の果たすべき役割も大きなものがあると考えられます。企業や海外展開の分野でも同様に、様々なモデル事業が進められています。日弁連は、今年3月に、理事会内に法律サービス展開本部という名称の組織を設置し、活動領

域拡大に関する全国的な取組を強化しようとしています。

以上は、法曹養成制度検討会議以降のこの半年の主な動きです。

次に1枚もののレジュメをご覧ください。この半年の動きを踏まえて、今直面する問題と今後数か月に対応すべき課題について、ご説明を申し上げます。

法曹養成制度に関わる問題点については、主に三点挙げられておりました。

一つ目は、法科大学院が、当初の想定を超えて74校が設置されたこともあり、法科大学院間の教育力のばらつきが相当程度見られること。従って、法科大学院設置の趣旨に即して、法曹養成に特化し理論と実務を架橋するとされる法科大学院の教育の質をいかにして確保するか。法科大学院でしっかり学べば、例えば70%から80%という相当程度の者が司法試験に合格するシステムがつけられるよう充実した教育を行うとする目標が、現実には毎年平均30%を切るといった数字になっていること。もちろん有力校といわれているところは累積合格率で70%~80%に達しているわけですが、毎年の法科大学院全体の平均ではそのような水準となっています。したがって、法科大学院に行ったからといって法曹になれるわけではないという問題があります。

また、司法試験そのものが、法科大学院教育の目指す到達点と連携したものとなっているのかという点も見直しの必要もあるでしょう。

二つ目は、司法修習修了後の活動領域の狭さ、あるいは就業状況の困難さです。

資料 41-11 をご覧ください。この中に司法修習終了後の就業状況について出ています。12/27 ページには弁護士未登録者数の推移という一覧表があります。司法修習を終えて就職するのが毎年12月になります。66期と書いてある欄は、直近の12月に修習を修了したばかりの者の内、一括登録時点で裁判官・検察官にそれぞれ80名ぐらいがなっています。そして、弁護士として登録した者が1,286名、12月の段階で未登録の者が570名となっています。この間、一括登録時の未登録者というのは毎年増えてきていまして、昨年も546名、一昨年は新旧両制度を合わせて400数十名ということで、400~500名台になって来ています。

もちろん様々な努力が行われているわけでありまして、未登録のままの状態が続くわけではありません。見ていただくとお分かりのとおり、1か月後にはその数字は相当程度減少しています。12月の段階で就職は決まったけれど、正式に就業するのは年が明けて1月からになるという場合や、その後に就職先が決まったなど、いろいろなケースがありますので、徐々に未登録者数は減っていきます。また、弁護士会関係者ほか多くの方が大変努力をしておられ、多方面に働きかけをして就職先のマッチングをする状況もあります。とはいえ、修習修了後の段階で、このぐらいの規模の就業先未定者が出ており、また年々増加しているという状況は看過することができない状況にあると考えます。

次に11/27 ページを見ていただきますと、真ん中あたりに小さな囲みで、2014年2月8日時点で、即時独立弁護士49名という推計数字が書かれています。即時独立とは、修習終了後、弁護士登録をした方の中で、法律事務所に採用されず、直ちに独立している弁護士

の数です。その他に、他の事務所に机を置かせてもらっているだけの、いわゆる軒弁と言われている方々もいます。正式な数は必ずしも把握できていませんが、100名以上の方がおられるのではないかと考えられます。もちろんその中には積極的に最初から独立して活動する方もおられますが、やむを得ずそのような形態で弁護士活動を始める方が少なくありません。

最後にもう一つは、先ほど申し上げたように、法曹養成課程を通じて時間的・経済的負担のリスクの問題です。当初の想定と異なる合格の困難や就業の困難がある一方で、4年8か月を経て数百万の負担を負うということが、非常に大きなリスクとして意識されているという問題です。このことをどう克服していくかも、この間議論されてきた課題であります。

現在起きているいろいろな問題について検討がされていますが、なかなか難しいのは、当面どうするかという問題と、将来的にどのようにするのかという問題が、時に一緒に議論されているところです。諸課題について、優先順位を意識しつつ、重点課題を定め、時間軸の中で整理し、問題を一つずつ克服していく方策を検討し実行に移すことが必要だろうと思います。

司法試験をどうするか、司法修習をどうするかというように、部分毎の問題が議論されるのですが、それが制度全体の在り方を一体として見てどうかという総合的、整合的な議論が行われ合意形成するということがなかなか難しいということがあります。それぞれの制度の担い手が多数あり、また利用者サイドの意見もあり、これらが容易に収れんしていかないという問題もあります。全体として、関係者らが、理念に基づきつつも、当面の改革の出口をどうするのかという共通のイメージや認識を共有して改革作業に取り組む必要性を強く感じます。

改革への取り組みが容易に進まない場合には、法曹養成制度は、大変危機的な状況に陥ることともなりかねませんが、特に4月以降になりますと、今年の法科大学院の実入学者数が明らかになってきます。毎年、法科大学院の実入学者数が数百名ずつ減少していきまして、昨年は2,500名を超えていたのですが、今年は2,500人を切るのは必至であり、おそらく2,200名から2,300名の間のレベルになるのではないかと思われています。

また実入学者も、一部では追加募集によって入学者を確保するという状況も生まれているようです。志願者減が続いている中での法科大学院の入学者の減少傾向はまだ下げ止まっていない状況にあります。

3月から4月にかけては、自民党と公明党の与党も、法曹養成制度に関する様々な政策提言をまとめる見込みですし、経済同友会など経済界からもいろいろな意見や提言も聞かれます。

こうした状況下で、この数か月間の内に方向性を出さなければいけないテーマとしては、将来的なことはともかくとして当面の司法試験合格者数をどうするのかという問題があります。また、法科大学院の全体の規模や各校の定員をどう適正化するのか。さらにもう一

つ大きな問題となるのは、予備試験についてです。従来から問題となっている法曹養成課程の経済的負担の改善の問題もあります。この四つのテーマを全体としてどのように整合的に解決していく道筋を描くのかというというのが、この数か月の大きなテーマとなっていただろうと思われま

まず、法科大学院の課題から申し上げますと、募集停止をする法科大学院がこれまでのところ十数校出てきています。そして、募集停止を考えている法科大学院はまだまだ続くだらうと予想されます。それとともに、先ほどの文部科学省の公的支援見直しの政策、つまり法科大学院を支援するお金を出さない、人を引き上げるといったことが重なるわけがありますので、おそらくこの2年くらいの中に、ぐっと大学院数は絞られていくだらうと思われま

文部科学省の立場からすると、どのくらいの学校数と定員規模を目指して動きを進めるのかということについて、当面の合格者数をどのくらいの規模にするのかという政府目標との関係が出てくるわけです。この間の司法試験合格者については、2010年に3,000名を目指すという目標は撤回されましたが、新たな目標は設定されていません。事実上、現在約2,000名が合格者となっています。しかしながら、先ほど申し上げましたように、法科大学院の入学者数そのものが2,000名に近い数字になろうとしているときに、2,000名の合格者を維持するという事は、事実上難しくなってくることは目に見えている状況です。

日弁連は、ご案内の通り当面の合格者数を1500名程度と提案していますが、現状を見ると、今の2,000名水準から下方修正していかざるを得ないでしょう。法科大学院の入学者数についてはおそらく2,000名プラスアルファくらいの規模感で、当面の合格者数は2000名を相当程度下方修正したあたりを設定し、法科大学院に入学した者は、真摯に学修し修了すればその多く者が合格していくという制度の安定化をこの数年のうちに実現していかなければならないだらうと思われま

次に、予備試験の問題です。本日の配付資料の26ページ、27ページをご覧ください。

予備試験の制度趣旨は、本来は、法科大学院において専門家としての教育を受けしっかり学び法曹となっていくことが期待されるころ、経済的事情で法科大学院へ行けない方や、社会経験を十分積んでいるがゆえに法科大学院を経由しない方々のための例外的なコースとして設置されました。しかしながら問題点が二つあります。一つは、そういう制度趣旨であるにもかかわらず、法制上は、予備試験は誰もが受けられる制度としてスタートしてしまったことです。

もう一つの問題は、そうであるがゆえに、予備試験と法科大学院は、受験者の目から見ると、制度上二つのコースが並立する形になっているように見えます。規制緩和論議、あるいはこれに絡まる政治的な動きもあって、平成15年に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」では、予備試験の合格者と法科大学院の修了者のそれぞれの司法試験合格率が均衡するように予備試験の合格者数を定めることとされています。

現在、法科大学院の平均の合格率は比較的低い状況にあります。他方、どのような方が

予備試験を受けているかと言いますと、東京大学、慶應義塾大学、京都大学といったいわゆる有力校の比較的成績がいいと思われている方々が、早道コースとして予備試験を受ける傾向が生じています。例えば東京大学では、一クラス 60 名程度いますが、そのうち 10 名くらいが予備試験を受けて予備試験を通過してしまうと言われていました。またこれらの学生が法科大学院を途中で中退して、研修所に行ってしまうとも言われています。つまり、彼らの早道コースとして予備試験が利用され、受験予備校は大学入学後の早い時期から予備試験コースを法曹志望者に積極的に奨励するという動きになっています。

そのような学生層が受けているわけですから、おのずから合格率も高くなります。予備試験の本試験合格率が高ければ、法科大学院の合格率との均衡の閣議決定からいうと、毎年予備試験合格者を増やしていくという構造になっているわけです。その結果、予備試験合格者は毎年増えていっています。26/27 ページの一番上に書いてあるとおり、1 年目は合格者 160 名、2 年目は 219 名、3 年目は 350 名になっています。今年は、このペースでいくと、法科大学院在生を中心に 400 名 500 名くらいが予備試験合格者という結果になるのではないかと懸念されています。

予備試験の受験者数が増えていますが、どのような属性の受験者が増えているのかというと、大半が法学部の 4 年生と法科大学院生です。法学部の 4 年生とは、これから法科大学院に入ろうかという人であり、法科大学院で既に勉強し始めた人が、法科大学院在学中に合格して法曹への早道コースとして意識されるようになってきています。

この結果、有力校の先生方に言わせると、自分たちは何のために法科大学院で学生に教えているのかわからなくなる。結局、法科大学院で予備試験に受からせるための予備校教育をやっているのかということにもなるわけですし、理念に即して法科大学院教育に非常に熱心に取り組んでこられた先生方こそが、モチベーションが下がり、法曹養成の教育をやってられないという気分にもなっていくと言われるのです。結局、法科大学院は、予備試験により有力校が腐らされ、下位校と言われる大学院は、統廃合により退場させられていくということになっていき、上からも下からもやられているという状況になっているわけです。

この現状をどうするのか、非常に大きなテーマになっております。予備試験を制度趣旨に沿って、法制上の制約を検討すべきではないかという意見があります。どう制約するのか。一定の基準に基づき経済的に困難な人が受ける予備試験制度にできないか、一定の社会経験のある人が受ける試験制度にできないかという議論もあります。法科大学院に入学した人は、法科大学院に来ている以上は、予備試験を受けられない制度にすべきだという意見もあります。この提案は、法学部生に対し、予備試験を受けるのか法科大学院を受けるのか二者択一の選択を迫るということにもなります。予備試験によって、受験予備校が再び繁盛し始めておりまして、「予備試験を受けることが第一のコース、法科大学院は保険」というような宣伝文句も謳われています。そうすると、いわゆる試験に強い優秀層と言われている人たちは、法学部で予備校に通って予備試験を受けるというケースを生み出すこ

ともなりかねません。法科大学院の在學生は受けられない予備試験という制度も、法曹志望者の視点からするといかがなものかという根強い批判があるところです。

その他、法科大学院卒業と同程度というのをある程度類型化して年齢制限がかけられないかという意見もあります。いわゆる大学入学資格検定（大検）と同じようなもので、大検は受けられるけれども、実際に大学に進学できるのは18歳以上という制度と同様の考え方に立つものです。予備試験を受けてもいいけれども、実際に司法試験を受けられるのは23歳以降でないと受験できないという制限論であります。これらの様々な意見については、いずれも法制上の検討やその効果の検討が必要とされるでしょう。

また、規制改革に関する先の閣議決定、つまり予備試験コースと法科大学院コースの両方を均衡させることについては、予備試験の合格者数を一定の枠にとどめるという政策判断をすべきとの意見もあります。政党の中では、予備試験の制度趣旨に沿った運用をすべき、予備試験に必要な限定を付すべきとするなどの意見がある一方、予備試験をみんなが受けたというなら、予備試験を残しておいてもいいではないかという意見などもあります。大方は現状が制度趣旨に反した実情にあることを認識した上で、どのように対処すべきかについて、引き続き議論がされることになりましょう。

ここにきて、政党を初め関係各機関・団体で法曹養成制度の改革問題に熱心に取り組んでおられる方々の中で、全体の方向性はある程度見えてきているのではないかと思います。つまり、当面の法科大学院の規模の適正化という点では、法科大学院を30校そこそこ入学者2000名プラスアルファ程度に絞る。合格者も今は2,000名程度ですが、おそらく1,700～1,800名の過程を経て1,500名程度に落ち着いていくような下方修正となる。予備試験については、趣旨に沿って枠組みを設定し現状以下程度の規模に落ち着く。そういった全体的な枠組みの方向で、大方のコンセンサスが形成される可能性があると思われます。

これに対しては、縮小方向ばかりの議論ではないかという指摘もあります。しかし、今、法科大学院制度を一定の質で安定化させることが求められているところであり、方向性をしっかりと出して、優良な法科大学院を残す。そこで学んだ人たちの大半は司法試験に合格する。合格する以上は、法科大学院で試験対応の勉強だけに終わるような学修にはしない。こうした再生の道を開くことが必要ではないかというものです。

その先に、一朝一夕にはいかないと思いますが、北川議長が取り組んでくださっている活動領域拡大の動きを、関係者の努力で今後数年、十数年のうちに花開かせていかなければならないのだと思います。そのようなことと合わせて、法曹養成制度の全体あるいは法科大学院の全体像をさらに発展させていくことを展望するといったことが大事なのではないかと思います。こういった点では、法科大学院関係者の中で現状と未来を真剣に考えている方々とも共通の認識が生まれてきているところでもあり、政府あるいは政党なども含めた方向付けが求められているところです。さきほど申しましたように、4月に入ると法科大学院の入学者数が公表されます。次は、来年の法科大学院入学者数に関わる今年度の法科大学院適性試験受験者数が明らかとなります。さらに、今年度の予備試験合格者数が

明らかになります。何らの改革の方向性も出さないままである中で、これらの数字が出てきますと、制度の混乱がさらに大きくなりかねません。従って、できるだけ早急に今後の改革の方向をいち早く打ち出すことが、大変大事になっています。

少し長くなりましたが、法曹養成制度の現状のご説明と今後の課題についてお話をさせていただきました。また委員の皆様のご意見をいただければありがたいと思います。

(北川議長)

丸島囑託、ありがとうございます。それではただいまの丸島囑託のお話について、ご意見等を承りたいと思います。ご意見のある方、どうぞ、挙手をお願いします。

(古賀委員)

ありがとうございます。先ほどおっしゃった当面の数か月間に、総合的な施策提起が必要な四つの案は、実はやはり根っこは活動領域に関わってきている。司法修習修了後の活動領域、その方々が活躍できる場に全部関わってきているのですよね。確かに非常に難しい問題になるのでしょうかけれども、活動領域、あるいはその人たちが活躍できる場をどのように展開していくのかということこそが、先ほどおっしゃったすべてに関わってきます。したがって、活動領域や活躍の場の拡大についての現段階での検討状況や、あるいはどういう切り口で検討すべきかということを議論されているのだったら、教えていただきたい。

もう一つは、法科大学院等とも関連するのですが、地域を支える法曹の人材を養成するにあたって、経済的事情により地元を離れられない方、また会社等に就職している方の中で会社を辞められない方、そのような多様な人材の確保という養成が必要だと思うのです。そのあたりの課題に対してどのような意識をもっているか。この二つについて、教えていただければありがたいと思います。

(丸島囑託)

ご指摘の点は、いずれも大事なポイントだと思います。まず後の方のご質問ですが、これは現状では大変難しい課題となっています。日弁連は法科大学院の統廃合を進めることが必要だとする一方で、法科大学院の地域適正配置と夜間開講の法科大学院がきわめて重要だとも主張しています。したがって、統廃合を進めるにあたり、文部科学省に対して、このような多様性確保に資する法科大学院については財政上の措置を含めて種々の措置をとるべきだということをずっと申してまいりました。

ただ、先ほど申し上げました文部科学省の公的支援の見直し策により、現実には打撃を受けるのは地方国立大学であります。具体的に言うと、例えば最近では静岡大学、信州大学が募集を停止しました。それから九州の鹿児島大学、島根県の山陰法科大学院なども厳しい状況にあると聞きます。大変悩ましい問題です。しかし、現状は、これらの法科大学院では入学者数が一桁であったり、合格者数も大変少ないという状況にあります。直ちにどうできるかということは、なかなか難しいとは思いますが、それぞれの地域で大変熱意を持って法曹養成の拠点を確立しようと頑張っておられる方を見過ごすことはできな

と思います。各地で頑張っておられる教員や弁護士の方々は、この地域の法的拠点を守りたいという意欲を非常に強くお持ちでいらっしゃるの間違いありません。文部科学省は、先ほどの公的支援見直し策の評価に当たり、地域適正配置や夜間開講の点を考慮要素とするということで、そうした努力をしているところには評価の上で一定の加点がされるとしています。とはいえ、何点か加点されても、予算規模ではあまり大きなものとはなりません。いくつかの地域の法科大学院では、有力な法科大学院との連携連合の道を模索するべく、いろいろな動きを進めておられるところもあると聞きます。

他方で、有力な法科大学院側の事情はどうなのでしょうかと伺うと、例えば地方校を分校にするとなると、法科大学院の教員のポストや予算を十分に確保できるのであれば可能であるかもわかりませんが、教員ポストも財政措置も変わらないままに、あなたのところはいい学校だから地方校を支援してくださいと言われても、容易ではないと言われます。一つ二つのモデル事業的な形でもよいと思うのですが、今努力されている地方の大学院に協力して連携連合しようとする有力校には、教員ポストや予算の面できちんとした配慮をして一つの典型例とすることもありうるのではないかと思います。一つでも二つでも成功例を作り上げ、今後こういう形でやっていけるという先例にすることができればありがたいなと思っています。

また、法科大学院としては一旦廃止されることになったとしても、転換を図り別の形で再生できるよう、そして地域の拠点となる法センターとして残していくことも考えられているようであります。引き続きそのような検討もしていただきたいと思っています。

活動領域の拡大あるいは司法アクセスの拡充については、それ自体が一つの大きなテーマとしてお話しすべきことだろうと思いますが、今日はそこまでお話しできませんでした。事前配付資料の 21/22 ページにはその一端を書かれています。本日出席の現職の副会長がそれぞれの分野を担当しておりますが、例えば、菊地副会長が自治体分野の責任者であり、山岸副会長が国際分野の責任者であり、春名副会長が企業分野の責任者です。それぞれの副会長が先頭に立ってこの分野の活動をリードして動いております。

自治体については、先ほど申し上げましたように、いろいろなモデル事業があります。一番大きな取組は、全国の弁護士会に呼びかけて、それぞれ地元の自治体と連携する仕組みを作る、そのために弁護士会には自治体連携センターといった組織をつくるということで動き始めています。自治体の事業といっても、高齢者の権利擁護といった住民福祉に関わるテーマもあれば、条例制定など自治体のガバナンスに関わる分野もあります。それに対して、弁護士会が従来の方針の活動を担っている方々、また法テラスのスタッフ弁護士として活動している方、いろいろな分野で活動している人材を持っているわけですので、自治体と緊密に連携をとりながら人材を派遣するという形の展開を始めたいと考えています。そのようなモデルとしては、大阪や福岡で実践が始められていますが、東京でもまもなく同様の組織的活動が始まると思いますので、これは是非発展させていきたいと思っています。



2月22日付の朝日新聞のbeの「フロントランナー」に、太田晃弘弁護士の記事が大きく載っていました。彼は東京のスタッフ弁護士ですが、新宿区と提携して新宿区の福祉部門のスタッフや自治体関係者と一緒にチームとなって活動しています。現場のケアマネージャーの方々が独居老人を回り、そこで起きた問題がこのチームに持ち込まれ、弁護士がコミットできる分野は即座に対応していくということで、こうした地域的な連携対応を新宿区との間でモデルケースとして取り組んでいるところです。

高齢者福祉、高齢者虐待の問題などに関わる弁護士は、スタッフ弁護士だけでなく弁護士会の委員会を中心としてたくさんのメンバーがおりますので、連携をさらに深めることによって、有効な支援ができるのではないかと考えています。

条例制定の活動については、北川議長がリードしていただいております。地方分権に伴い自治体の条例制定権能は強化されましたが、これを担う各地の自治体の実情はまだまだだと言われています。新たな条例をつくるといっても、中央の諸官庁に照会して、中央館長作成のモデル的な条例を参考に少し手を加えてつくるという自治体も少なくないと聞きます。他方、弁護士サイドも直ちに条例制定を担えるだけの力量があるかというところでもない。そのような人材の養成も含めて、自治体との間のマッチングを進める取組を組織的に進めていかなければならないと思います。

企業分野については、一つは人材の養成ということで、慶應義塾大学や神戸大学の法科大学院またそのほかで取組が進められています。慶應義塾大学は企業サイドのニーズに応える様々なカリキュラムや講座を積極的につくっていきこうとしており、日弁連もこれにコミットし始めています。企業が必要な人材とどうマッチングさせるかという仕組みの整備が重要です。

また、弁護士自身のキャリアプランをしっかりと確立していく必要があるということで、企業サイドの要求と弁護士側の人材とのマッチングを円滑に行うシステムを日弁連に設けていることも検討されています。

検討する過程で、女性起業家の方々の中には、法務分野などのスタッフを外に求める企業も多いという話もあり、女性起業家の新たな動きと弁護士会内の女性弁護士との間のマッチングの動きも始まっているところです。

海外展開については、法務省が東南アジア各国の大使館や領事館あるいは、日本貿易振興機構（JETRO）や日本商工会議所や現地事務所に弁護士を派遣して、現地で弁護士がどのような役割を果たせるかという観点からの調査をするところから始めて、様々なモデル事業を進めようとする動きが進んでいます。さらに、日本の中小企業の海外支援について、東京都内だけでなく例えば新潟県や静岡県など、各地で中小企業の海外展開が進んでいますが、これをサポートする弁護士を養成する、あるいはマッチングするといったモデル事業も始まっているところです。

駆け足で説明をしましたが、モデル事業的なものとしては、現在そのような取組が進んでいるところでもあります。このような分野以外でも、従来の法廷実務の分野においても、活

動を広げなければいけないところがあります。例えば消費者金融いわゆるサラ金の過払い請求事件以外では、民事裁判件数はずっとこの間低迷をしております、通常民事事件では10数万件そここの事件数に止まっています。これは弁護士数が今の半分であった10年前とほぼ同じ数です。弁護士がほぼ倍になっているのに、事件数は増大していない。弁護士1人当たりの地方裁判所の通常民事事件数というのは、平均すると大体1人4件から5件という件数となり、今や多くの弁護士が法廷活動以外の活動に重点が移っているということがこの数字からもわかります。とはいえ、民事裁判や行政訴訟がもっと国民に利用しやすいものになければならないということは、活動領域拡大の中でも重要なテーマだろーと思います。日弁連も、民事司法の利用を促進するべく各界の有識者の方々の懇談会を立ち上げて活動を強化しています。以上、ごく概括的ではありますが、活動領域をめぐる議論の状況と実践の状況についてご報告を申し上げます。

(北川議長)

湯浅委員、どうぞ。

(湯浅委員)

最後の予備試験の話なのですが、何か聞いているうちにだんだんわからなくなってきてしまったのです。何がわからなくなったかという、予備試験の合格者が増えていって、法科大学院の先生方にもちょっと何なのだという話があると。法科大学院はもともと受験テクニックに絞られなくて、リーガルマインドや、何か広い意味で学ぶということなのですが、問題の原因は、予備試験というよりも促成栽培的に受験テクニックをやれば受かってしまう試験のほうにあるのではないかという気がします。試験を変えるという話はないのでしょうか。

(丸島囑託)

司法試験については、法科大学院の各課程の到達目標と連動するような司法試験にしなければならないという議論はずっとありまして、毎年いろいろな手直しがなされていることは事実です。そういう点から試験問題も良問になったと評価はされるのですが、まだ改良の余地はあると思います。今の司法試験というのはペーパーテストですから、ご承知のとおり、試験内容をいろいろ変えてみても、ペーパーテストにとっても強い方々というのはどうしても一定数はいます。こういう方々にとっては、法科大学院で実務に即した学習はするのだけれども、試験に合格することで早く法曹資格を取得できるのであれば、そのほうがよいとなる。学生の立場からいえば、ある種合理的な思考といえますか、法科大学院の1年目か2年目に予備試験に受かってしまえば、法科大学院を卒業しなくても司法試験を受験できる。そうすると、試験の内容がどうであろうと、試験対応力に秀でて受かる力のある方は試験勉強に特化して合格するということにもなります。

ただ、問題は、そういう一部の特別な層だけにとどまっていればまだしもであります、そういう姿が見えてくると、それに続く人たちにも予備試験は早道らしいという宣伝が広がります。そうすると試験対策の勉強をするということで予備校へ通うという流れもでき

てしまうという実情もあります。

(湯浅委員)

何かその話って、大学における学問と職業人としての就職した後のレリバンスの問題と同じではないでしょうか。大学はうまくいくかわからないけれど、方向性としては欧米の大学のように個別面談しながら、もう少しいろいろな経験を見てという話になっています。ですが、いわゆるマンモス大学もあるものだから、そんなことはいちいちやっつけられないという声もある。しかし、司法試験でいえば、二次試験は 2,000 人くらいですね。何かできるのではないかという感じでしたのです。

(丸島囑託)

そうですね。それは私もあると思います。フット委員にお話しいただくと好いのではないかと思います。アメリカのお話をいろいろ伺いますと、単なるペーパーテストではなくて、資料と課題を与え、コミュニケーションの力であるとか実務家としてのパフォーマンスの力を試す形での試験のあり方も色々があると伺います。なかなか日本の試験制度というのは、一つの伝統としてがっちりしているところもありますので、試験の出題者も含めて、すぐに変えていくというのもなかなか難しいようですが、問題意識を持って対応に努力はされているようですが、全体の試験システムそのものはまだ変わらないということだと思います。諸外国の経験にも学ぶところが少なくないと思います。

法科大学院を卒業した方の多くが、その学修の延長線上に試験に取り組める内容になり、法科大学院とは別の試験勉強をしなくても医師の国家試験のように比較的スムーズに合格していけるということになっていけば、あまり試験のウエートが大きくなってこないのではないかと思います。そういう意味では、先ほどの科目削減などの動きもありますが、まだ現状は小手先感がある動きに止まっていると思います。

(フット委員)

おっしゃるとおり、予備試験には様々な点でとても危機感があるのは事実です。最初の予備試験組の本試験の合格発表日に、地下鉄の駅で某有力な私立法科大学院で教えている元教え子にばったり出会って、私が、「やあ、法科大学院はもう絶滅だな」というコメントをしたところ彼の顔色が変わりました。もちろんそれは私の誇張した表現でしたが、それだけ法科大学院にとって危機的な状況であるように思いました。私をさらに憂鬱にさせているのは、予備試験の合格組は大手の法律事務所ではやほやされるということ、むしろ若くして厳しい試験に合格できる人は優秀だという意識が強いということです。そうすると、まわりの法科大学院生もそういう話を聞いて、では私もその試験をやはり受けようという気持ちになってしまいます。採用側の方々は旧試験に受かった方なので法科大学院の質を十分理解していないのではないかと思います。そういう現状であると聞いております。

確か先ほどの試験の内容と関係しますが、中には科目削減でより緩やかな制度にすべきであるという意見もあるようです。私はまったく逆で、選択科目を残すだけでなく、さら

にコミュニケーション能力、文書作成能力、弁護士に要求されている問題解決能力などを試すような試験にすべきであると思っています。それはずっと昔から一貫して述べてきた意見でもあります。特に予備試験は、当初は経済的な理由で法科大学院に通うことのできない人や企業法務部等ですでに相当経験を積んだ人のための試験になるはずでしたが、そのように受験者を特定するための基準を定めることは難しいので、誰でも受験できるようになってしまいました。しかし、そのかわり、法科大学院を卒業した方と同じ水準であることを試すための、相当厳しい内容の試験にするという話でした。私の理解では、法科大学院の付加価値は、コミュニケーション能力、実務と理論を架橋する教育、より国際的な広い視野をもつといった理念であって、だからこそ予備試験組にはそのような能力を試すべきであると思っています。そうすれば、確かにペーパーテストに強い人は、一部はそれでも通るだろうと思いますけれども、少なくとも文書作成能力、問題解決能力、あるいはある程度のコミュニケーション能力なども勉強しなければならないと思うのです。今の制度ですと、私の理解ではそれほど内容が変わらないと思います。

そうしますと、結局のところ詰め込み勉強をして予備校に通ってしまう方、法科大学院が本来提供すべきである教育を受けていない方が早道であるというように写ってしまうわけです。司法試験の内容もそうですが、予備試験の内容も大きく見直して変えていくのが、極めて重要であると思っています。

(丸島囑託)

有力事務所が積極的に予備試験組を採用しているというのは、これは事実ではなく、やや神話の類でもあります。例えば、山岸副会長の事務所は大規模な有力事務所ですが、30名くらいの新人弁護士を採用したのでしょうか。

(山岸副会長)

32名です。

(丸島囑託)

32名の新人弁護士を新しく採用していますが、その中で予備試験コースの方は3名でしたでしょうか。要するに合格者の中の一般的な割合と同程度の予備試験合格者の方が入っているに過ぎません。予備試験から法曹資格を取得された方どんな事務所に行っているのか、日弁連でも調査していますが、大手事務所がことさら積極的に予備試験の方々を採用していることはないだろうと思います。どこでそのような噂になっているかがよくわからないのですが、予備校の宣伝などには盛んにそのようなことも書かれているようです。裁判官についても同様で、80名くらいのうち予備試験組は5名ですし、検察官も2、3名くらいだったと思います。どこかの機関が積極的に採用しているわけではないのです。

(フット委員)

少なくとも東京大学の学生の間では、そういう神話をみんなが信じているようです。

(北川議長)

他にはどうでしょうか。

(豊副議長)

今、フット委員がおっしゃった法科大学院の設立の目的というのはそのとおりです。当時は、一発勝負、点から線の教育に変えるということが言われていたのですけれど、最近法科大学院で学ぶことのメリットというか、どういう法曹を育てているのか、教育はどういうふうに変ったのか。やはり予備試験より法科大学院を卒業したほうが、皆さんの将来にとっていいというメッセージが弱いと思います。なぜこのようなことをやらなければいけないのだという、愚痴はやけに聞こえてきます。

結局そうこうしていると、予備試験に駆逐されるしかないと思うのですけれど、実際は法科大学院で学ぶメリットや現実に新しい法曹が生まれているのか。そのあたりは現状ではどうなのでしょう。

(丸島囑託)

2010年度の司法シンポジウム「司法による市民の権利確立を目指して―担い手としての法曹の強化―」において、各法科大学院が従前とは違った独自のカリキュラムを組み、特徴ある教育をしていることについて、モデル的なものをあげてもらったことがあります。われわれの頃には教科書があつて、法律の体系があつて、それを頭から勉強するという中で育ってきました。それぞれの法科大学院の取組を見ると、具体的な社会の事実の中で法がどう生かされているかという視点をもって、そういう中で体系的に法を学ぶということが徹底していると感じました。

また、高齢者や子どもの人権の問題などには、法的な側面だけではなく、それを生み出すバックグラウンド、社会構造、経済構造といったものを含めて法現象を理解し、その中で法がどう使われるべきなのかという学び方をしているとも思いました。また、双方向多方向の授業をしているということもありますので、コミュニケーション能力に秀でた人材も少なくないとも言われています。

他方、大学間格差もあり、他種類のカリキュラムがある一方で、意外と民法などの基本的な科目の基本的なところが抜けている人がいるということが、問題点として指摘されることがあります。

おっしゃるとおり、法科大学院の優れたところは、もう少し明確に打ち出した方がいいと思いますが、現実には司法試験の合格状況がなかなか思うように行かないところもありますから、司法試験科目を一生懸命勉強するという仕組みに現場が変わってきているという現状があると思います。

(北川議長)

他にはよろしいでしょうか。

(中川委員)

今のお話とも関連しますが、私はこの法曹養成制度が始まったときに、大きな二つの基本的問題があると思っていました。一つは教育者、教育システムについて、理想的なものが本当につくれるのかということです。日本の大学の研究者というのは、文字通り研究者

でありまして、教育者ではないのです。今でもその体質はまったく変わっていません。特に法科大学院では、先ほどフット委員がおっしゃったような文書作成や民事実務という、そういった知識、経験のない方ばかりで、そもそもそれを教えること自体に非常に無理がある。そういう現実を横に置いて、法科大学院はこういう形にしましょうといったところに相当無理があると思います。その歪みのようなものが今出てきています。どっちつかずの教育になってしまっているのですが、結局のところ学生のニーズは合格にあるわけですから、そちらに向かわざるを得なくなる。例えば、この間も私も聞いてびっくりしたのですが、京都大学は企業法務という講座をなくすのだそうです。そのようなことをいろいろやるよりは、もっと理論面に特化したほうが良いという考え方だと思います。それは問題ではないかと思っているのですが、そういう動きもあることが現実なのです。ですから、やはり現実をきちんと直視しなければいけないというのがあると思います。

それからもう一つの大きな問題は、先ほど古賀委員もおっしゃったことと関連しますが、出口についての議論がほとんどなかったことです。今、活動領域拡大という形で問題が提起されていますけれども、もちろんそうなのですけれども、それ以前に弁護士像といえますか、どういう法曹を育てるのが我が国にとって一番いいのかという議論が必要だと思っています。

それは例えば丸島嘱託がおっしゃった民事司法を利用しやすくする懇談会などのレポートを見ていますと、我が国の司法、要するに法曹者は、アジアのそれに比べて相当立ち遅れているということを言っています。それは韓国や中国、あるいはシンガポールに比べて相当に実力、あるいは諸制度の点で立ち遅れが目立つということをはっきり言っています。ですから、どこがどういうふうに立ち遅れているのかということはあると思いますが、法曹、要するにローヤーというものはどうあるべきかという根本的な議論が抜けているような気がしています。

そのイメージがあつてこそ、どういう領域でどういう活動をするかが見えてくる。これは教育にもろに関係しますね。では、どういうローヤーを育てればいいのかだろうか。育てるためにはどういう教育をし、どういう試験をすればいいかというように、そこへ還元されていくのだけれど、従来の伝統的な弁護士、あるいは裁判官、検察官を前提にして、今の制度を全部組み立てているわけです。そこは少し時代遅れといえますか、考え直さなければいけないのではないかと思います。

こんなことを言ってもまったく問題の解決にはつながらないのですけれども、今お話しされた議論をいくら突き詰めていっても、縮小均衡して、どこかに安定すると思います。それは一つの方法だと思います。それでいいと思うのだけれど、発展性がないし、それによってまた日本の法曹界がどんどん立ち遅れていくというリスクもあるわけです。私はそのところを非常に心配しています。

細かな議論をもう一つだけ申し上げますと、文部科学省がやっている方法は、非常に劇薬だと思います。効き目がすごいです。ですから、おそらくおっしゃるように30校から40

校になるでしょう。けれど、出来上がった姿を見ますと、これは法科大学院の格付けですからあの学校はA、これはB、Cというはっきりした格付けができてしまう。Cの学校を出た方はだめ、就職の際に採用しない、そういう非常に悪い影響が出てくるのではないかと私は思います。

今まではそのところが曖昧としていたわけです。はっきりとした格付けになりますから、そこら辺も問題ではないかと思えます。漠然として申し訳ありませんが、そのような感想を持ちました。

(清原委員)

清原です。丸島囑託のご説明を聞いていて、昨年6月に「法曹養成制度検討会議」で取りまとめをして以降8か月が過ぎ、司法試験制度、司法修習制度、法科大学院制度について、この半年の間に、改革の方向性に向けて、できる限りの歩みを始めていただいていることを再確認させていただきました。少し違う観点から申し上げて恐縮なのですが、設置された「法曹養成制度改革推進室」に日弁連から弁護士の方2名、職員の方1名の計3名が入っていらして、法務省、最高裁判所、文部科学省と一体となって法曹養成制度を改革していく、推進していくということであり、法曹三者、そして文部科学省が一体となって取り組んでいらっしゃるわけですね。

これまで、日弁連の皆様はいろいろな問題提起をされてきました。12年前に司法試験合格者を3,000名と掲げたことは間違っていなかったかもしれないけれども、4年後くらいに3,000名というのは現実的ではないのではないかということで、法曹人口の在り方について問題提起をされるなど、絶えずいろいろと問題提起をされてきました。法曹養成というのは法治国家としての中核的な仕事なのですから、日弁連としては問題提起するけれども、基本としては国家が取り組むべきものであるということを主張されて、国において「法曹養成制度改革推進室」が設置されて動いているということですね。

それから、北川議長も関わっていらっしゃる「法曹有資格者の活動領域の拡大」について、自治体を含め企業、国際関係、経済界の方も含めながら、あるいは自治体の現場の市長も入りながらと検討を進めていらっしゃる。こういう仕組み、体制ができてきているということについて、半年間のレビューをされて、どのくらい手応えを感じていらっしゃるかを後ほど教えていただきたいと思えます。

二つ目に申し上げたいのは、法科大学院をつくった責任です。法科大学院を経なければ司法試験は受けられないという制度にしたのだということを基本に置くのはとても大事なことで、法科大学院の「教育の質」が問われるわけですね。この公的支援の枠組みの中で、評価がなされるということですから、評価の軸がつけられています。文部科学省はどうしても公平さ、中立性を第一義的に考えますので、私は、法科大学院については、今まで高等教育行政にはない独自の取組を、文部科学省はされているのだと改めて思います。

これは他の学部等に影響すると結構きつい評価のしくみということになりますが、法科大学院については、国の考え方として、ここまで文部科学省が踏み込んだのだのは重要で

あると思うのです。ですから、結果的には法曹人口というのは、しかるべく抑制されていくことになると思います。しかし、国民・市民の視点からすると、人数だけが問題ではないのです。人数が減っても、本当に質の高い法曹に司る方が多いならば、私たちも期待がもてますが、人数が多くても質が悪くなるおそれはもちろんあるかもしれません。そこで、より適切な法科大学院での教育と、適切な司法試験による選抜と、そして最適な司法修習によって、「質の高い法曹人口」を確保するのだという一貫性の中で、改革の検討はなされてきているのですから、人数が減るから、それだけで質が高くなるわけではないと思います。日本の国家としての司法が守られていなければいけないので、引き続きロースクール、法科大学院の教育の質というのは、単に司法試験に受ければいいという尺度だけでは測れないわけで、法曹の「質」が保たれなければならないと思います。

そうなると、司法の世界を志す人を一定程度確保しなければいけません。今の一番の問題は、法曹志願者が減少してきているということだと思うのです。法曹志願者が多くて、そして、ロースクールに入るのが厳しくて、その中で意思ある人の中から選抜されればいいのですけれども、成績がいい、能力が相対的にありそうだとからということだけではない何か、法曹へのビジョンやスピリットといったものがある人を、やはり確保しなければいけません。そのためには、必ずしも当初に法曹界を志さなかった人も受け入れようというロースクールの、未修の人をどれだけ受け入れるかということは、引き続き課題として残るでしょう。私はこれまでの国際的な環境の変動の中で考えるならば、経済学の知識、あるいは国際政治の知識、環境、地球物理といった専門の中から司法を志す人が出てもいいと思います。そのときに課題になるのは、経済的な支援だと思うのです。どのくらい国が覚悟を決めるかということもあるとは思いますが、奨学金制度や、日弁連が強く主張している修習時における経済的負担をいかに減らすかということも含めて、「志を支える経済的な支援」についての議論を、この間の、国としての経済的、財政的な支援の動きがどのくらいあるのかも情報としていただければと思います。

日弁連が法曹養成制度改革推進室に人を出し、丸島嘱託も事務総長付特別嘱託として頑張らせていただいているし、あるいは日弁連の中においてもしっかりと活動領域のあり方についてご検討し続けていただいているということは、極めて重要だと思います。

逆に、検察官や裁判官の世界以外の幅広い世界は、日弁連にお任せみたいになっているのですけれど、司法試験に不合格だったけれどもロースクールで学んだという方が、誇りを持って活躍していただかなければいけないと思うのです。予備試験に受かった方がランクが上で、司法試験に受かった方が次にいて、司法試験に受からなかった方が地位が低いというのではなく、適性やそのときのいろいろな状況もあると思うので、ロースクールで学んだ方が随所に活躍していただけるような活動領域についても、目配り・気配りをしていただきたい。私はロースクールで学んだということが、法律家だけではない世界でも必ず役に立つのだというのを、もうそろそろ相当醸し出していかないと、ますますロースクールを志願する方が増えない傾向になっていくことを懸念しています。そのあたりについて



でも、何かお気づきの点があればお話しいただきたいと思います。

以上、少しは進展していると思いつつ、ロースクールの「質の確保」と合格状況、司法修習修了後の活動領域及び就業状況、時間的・経済的負担のリスクという3点の問題提起から感じたところを話させていただきました。よろしくをお願いします。

(荒事務総長)

今言われたとおり、おそらく活動領域の問題を内閣官房の下に、6閣僚が関与しているところで議論できるようになったというのははじめてだと思います。3,000人問題を取り決めた後、すぐやっていたらいけないことを今になってやり始めているということには、当事者としては遅すぎるという印象も持ちます。やっとやり始めたという中で、もう北川議長と明石市の泉市長にはお尻を叩かれ、国際の分野、企業との連携、行政連携という三つの分野について、遅ればせながら今いろいろやらせていただいているという状況です。日弁連がいくら動いても、各省庁も企業も動いていただくまでに腰がすごく重かったのですが、ようやく今少し動き出したかなというところですよ。われわれのほうでは、法律サービス展開本部というもの、理事を含めて200人規模の委員で構成する本部をつくって、日弁連側にも受け皿をつくるということで、推進室の動きと日弁連の動きを呼応させるために今動いているところですよ。

それとは別に、法曹養成検討会議の後の課題がどうなっているかということですが、法科大学院問題からの流れについては、先ほど丸島囑託が説明したとおりです。現在どうなっているかということですが、この3月、4月でヤマ場に来ています。かなりの力仕事になっていまして、先ほどから説明のある法科大学院側も、相当な血を流す覚悟をしつつあるのではないかと思います。文部科学省も、先ほど来の説明のとおり、厳しい基準を設けて取捨選択をする覚悟でいるということですが、スピード感が私にとっては非常に遅いと感じています。慎重にやらなければいけないというのはわかりますが、委員の皆さん方もおっしゃった法曹志願者の減少という現実が、もう議論よりも先行しているという状況にあるのに、いつまで議論をしているのだと、結論を出すべきではないかということですよ。文部科学省や法科大学院関係者に申し上げ、合わせて最高裁判所に対しては、司法修習委員会という委員会がありながら機能しておらず、これまで現状認識がおろそかになり、課題分析もそれへの対処法も遅れていたのではないかとこの間申し上げてきた中で、一つずつ動き出しました。まだまだ表だっているものはないので成果といえるかはわかりませんが、最高裁も大きく変わりました。法科大学院側も相当に深刻な状況であるという認識を持った上で、この3月、4月にどうするのかということに来ているというのが、現在の状況ではないでしょうか。

(フット委員)

先ほどの中川委員のコメントと関連しますけれども、教育者としての意識に関しては、私は違う見方をしています。法科大学院ができた頃、それまでは教育の話は同僚とはほとんどしませんでしたけれども、意見交換会などを通じて熱心な取組を行っていることを知

りました。東京大学の教育方法助言委員会の委員として他の同僚の授業参観をする機会もありましたけれども、自分のクラスをビデオテープにしてもらったりする方もいて、教育者としては本当に一生懸命やっていたというのが印象的でした。

しかし、教育として何が大事であるかということに関して、何となく従来どおり自分の専門とする分野の隅々まで理論的なところをマスターするということが、教育の目的であるという意識が強いように感じます。また、実務家教員は別として、研究者教員は実務経験がない方がほとんどでした。実務と理論とを架橋する教育の点では、共同で担当する授業、あるいは実務家教員による授業などでは、それは尊重されていたと思いますが、そうでない他の授業では、実務を意識したような教育にはあまりなっていないのではないかと、私の印象です。しかもだんだんとそういう傾向が強くなってきていると思っています。

法科大学院共通の到達目標を見ますと、200 ページ以上の非常に細かいもので、司法試験の科目、実定法科目のそれぞれの科目について、概念や知識をずっと並べてあるだけで、専門家としての能力の部分はほとんどないように思います。

アメリカにおいても、共通の到達目標と非常に似たプログラム、いわゆるラーニング・アウトカムス(learning outcomes)というものを、評価基準として設けようとしている動きがあります。議論はもう7年前から始まっていますが、まだ結論が出ないままになっています。しかし、アメリカのラーニング・アウトカムスの最近の案(2013年)を見ますと、確かに1番目には実体法及び手続法に関する知識と理解ですけれども、2番目は、分析能力、リサーチ能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、3番目は、依頼人および法制度に対する責任を含む法曹倫理、そして4番目は、その他法曹にとって必要なスキル(other professional skills needed for competent and ethical participation as a member of the legal profession)、となっています。その4番目の「その他」説明としては、例えばインタビューング、カウンセリング(つまり、面接技法および相談技法)、交渉能力、文書作成能力、事実の解明、チームワーク等といったものです。知識の習得よりもむしろそちらのほうにウエートは置かれているわけです。日本の場合は共通の到達目標を見る限り、知識修得中心の教育になっていますし、しかもこの10年くらいの間にだんだんその傾向が強くなってきています。もし法科大学院生の司法試験合格率が7割、8割くらいになれば、もっとのびのびと勉強ができる環境ができるはずです。しかし、そうなった場合、知識・理論を重視した教育がずっと続くかもしれません。今後は教育の内容をしっかりともう一回見直して、最初の理念に沿ったような教育内容にすることが重要です。そのためには、トップダウンで、そのような充実した教育内容を提供する基準を設けることも、重要ではないかと私は思っています。

(中川委員)

よろしいですか。活動領域拡大の問題で、企業の採用というものが、徐々には伸びていますが、爆発的ではないですね。それで、いつか申し上げたことがあったと思うのです

けれど、今、日本の企業で何人くらい企業法務に携わる方がいるかご存じでしょうか。

事務法曹として企業で働いている人が何人くらいいるかということですよ。これはしっかりした統計はないので推測ですけども、大体1万人弱とみていいと思います。なぜわかるかといいますと、経営法友会という商事法務ベースの会がありまして、この会員が今1,000社あまりあります。そういうところのオープンにしている数字を集計すると、大体それくらいになります。ですからもう少し多いかもしれません。実際は会員にはなっていない会社もたくさんありますので。

何の根拠もないのですけれど、半分はいわゆる職業弁護士、プロフェッショナルであっていいのではないかと考えています。そうすると、5,000人くらいのニーズといいますか、希望的職域はあるはずだし、それくらいの比率が企業にとって望ましい比率じゃないかと考えています。

仮にそういった目標を立てるとしたら、そこにいくにはどうしたらいいかということなのです。これも私の勘ですのでまったく根拠はないのですが、企業が一番わかっていない点をわからせるということなのです。どこがわかっていないかといえば、法科大学院で学んで資格を取った方は、既存の会社で働いている方とどこが違うかということがわかっていないのです。漠然と司法試験に受かったのだから、優秀だろうということはわかります。しかし、それがどのように企業にとって有益なのか、どういうポジションで働いてもらえばいいのかということにはわかっていない。

ここに穴を開ける必要があるというのが、私の基本的な考えです。それにはどうしたらいいかということですが、法科大学院で何を学んだかということ具体的に知らせることで、法学部の経験というのはわかるのです。しかし、法科大学院でどういう教育がされて、どういう教科書を使って、どういう科目を学んで、どういう知識を身につけたかということ具体的に企業に知らせるのが大事だと思います。それがわかると、企業のほうも、この人はこういう勉強をしてきたのだから、今抱えている自分たちの既存のスタッフとはこの点で違うのだと、差別感といったらおかしいですが、その価値がわかる。これはぜひやっていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど丸島囑託がおっしゃったマッチングシステムです。これはとても重要だと思います。どういう方法があるかは知りませんが、私はITの活用が一番いいとは思ってまして、日弁連がつくるのか、あるいは民間のどこかがつくるのかはどうでもいいのですけれども、法科大学院卒業者が使える全国版の就職サイトをつくって、企業の側の求人とこちら側の就職希望者とをマッチングさせていくシステムですよ。確かアメリカには大きいシステムがありますね。弁護士事務所とのマッチングシステムでしたでしょうか。企業とのマッチングシステムというものをお考えになってはどうかと思います。

そういうようにこちらからとにかく能動的に働きかけないと、少しずつは増えていきますけれども、なかなか急に増えるということは難しいと思います。先ほど言ったようにニーズは絶対あるのです。5,000人くらいは絶対あるとは思っているのですけれども、そう

いうところを目指して頑張っていたきたいと思います。

(丸島囑託)

今中川委員が言われた二つの問題意識は、現在取り組もうとしている問題意識とほぼ共通のものがあるのではないかと思います。

(春名副会長)

担当の副会長の春名です。中川委員のおっしゃるとおりだと私も思います。勘どころか、そのとおりだと思っています。日弁連もこれまでのひまわり求人求職ナビというマッチングシステムを持っているのですが、掲示板的な役割しか果たしていませんでした。おっしゃるとおり、積極的に企業側にアピールするところまでできていないし、それから求職をしてくる方々にも、十分な情報提供ができていなかった。ただ見てくださいというところまででした。今回、ひまわりキャリアサポートセンターという組織を立ち上げて、もう少し踏み込んで、カウンセリング的な部分も含めて、マッチングに取り組んでいきます。

そのときに、企業側に、企業内弁護士というのはこんなことができるのだ、こういう教育を受けてきているのだというアピールを重点的にやっていきたいと考えています。

(中川委員)

それともう一つは、企業内弁護士が相当生まれてきていますし、彼らがそれぞれの領域で活躍している実績も少しずつ出てきています。そういうものをそのサイトでご紹介するというのもいいと思います。

(松永委員)

そのマッチングのときに、経団連（日本経済団体連合会）や経済同友会といった経済団体との協力、連携はやっていらっしゃるのでしょうか。

(春名副会長)

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会のもとには三つの分科会があります。企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会がありまして、そこには経済同友会から岡野貞彦常務理事に座長を務めていただいて、経団連からは和田照子経済基盤本部主幹に出席いただいています。そこで日常の情報交換ができる体制になっています。今後、ひまわりキャリアサポートセンターのほうで、そういった経済団体との連携も当然視野に入れてやっていかなければならないと考えています。

(松永委員)

一例ですけれども、日本オリンピック委員会（JOC）が「アスナビ（アスリートナビ）」とあって、ソチオリンピックなどに出るようなアスリートを経団連と組んでやっているのです。そうすると、実際に株式会社ローソンの新浪剛史氏などが、アイスホッケーの女性選手を採用しています。やはりそういう実例が出ると広がっていくのです。もう経営者、特に若い経営者はそういうことにきちんと社会的使命を果たしたいと思っていますので、実例を出していただいて、そこから広めていただきたいと思います。

(北川議長)

私も、動き始めたという実感があります。この1年間、決定的なことのまず一つは、いろいろ立場があったとは思いますが、山岸会長が会長声明を出したというのは大変なことだったと思っています。自治体と各弁護士会の連携、あるいは研究会を立ち上げていただきました。そうすると、内閣府を中心として各省庁と日弁連も緊密な連携を取り始めてきて、議論のマッチングといえる状況がどんどんできてきました。それで、私も市長会や知事会に行って何回か説明をして、必要だという認識にはなってきていると思います。難しい面もあるとは思いますが、次期会長のもとで、具体的に進めていただけたらと思います。

体系的にずいぶん整ってきています。私も各自治体の長に、任期付きでいいから弁護士を採用してほしいという話をすると、前向きに考えるという返答をもらって何人か成就しました。残念ながら日弁連が斡旋できないということもあります。

(丸島囑託)

人を出せないということですね。

(北川議長)

出せないということだと思います。逆に言えば、理論・理屈を体系だてて整えられてきたけれども、先ほど松永委員がおっしゃったように、自治体で働いている弁護士の皆さん方がいろいろな説明会に来られると、感動的なのです。実践をしていただければありがたいと思います。

(山岸会長)

ありがとうございます。一言いいでしょうか。私どもも一生懸命取り組んだつもりですが、まだまだこれからという思いはあります。そんな中で北川議長には会長ブログにも登場していただきました。私も直接会いましたが、北陸銀行の若い法務マンの記事を載せたりしてどんどん発信することによって、時代の流れがそうなっているのだということを感じてもらわないといけないのです。そうでないと、古典的な今までの流れの中でしかものを見ません。要するに自営業になりたいのに、何で勤めなければいけないのだという方々が、まだたくさんいるところを、違う形の働き方があるのだと提示する。キャリアを積んでいってこういう働き方もあるという、いろいろな形を提供していかなければいけないのだと思います。それがおっしゃるように、ようやく緒に就いてきたのだらうと思っています。

ただ、開業弁護士にも活躍してもらわないといけないものですから、そのところで民事司法を使いやすくしよう、制度を改めよう、国民の皆さんももう少し司法を利用してくださいというように、敷居を低くする努力、工夫もやってきたつもりです。それがまだ努力不足と言われるかもしれませんが、4月からスタートダッシュできる新執行部が鋭意取り組んでくれると思っています。

(北川議長)

本当にご苦勞をされたと思います。新執行部の皆さんにも、よろしくお願ひしたいと思

います。

(荒事務総長)

一点だけよろしいでしょうか。清原委員からの経済的支援の状況等について、少し言い忘れたので。経済的支援について、あくまでも先ほど言っていたように、食べられないからどうのこうのということではなく、なぜ法曹養成が大事なのかということを説明させていただいてきました。法治国家として法の支配を浸透させていくことが、日本にとって大事なことなので、その担い手を養成するときには、志の高い方々をわれわれのところで集めていき、その心を支えていきたい。そういった意味での経済的支援という言い方で、自民党や公明党には浸透してきましたが、最高裁と法務省には浸透していません。というのが今の状況です。

(北川議長)

今、荒事務総長がおっしゃったことは本心だと思います。一方で、日弁連も、司法改革で弁護士の数が増えすぎてしまったから、活動領域を広げようという思いもあったと思うのですね。ところが市民の立場からすれば、法の支配が行き届いているという、まさに新しい公共体としての法体系の整備にはすごく重要なことがあります。弁護士サイドの希望よりは、むしろ先ほど荒事務総長がおっしゃったような法の支配の下に市民活動がどのように公平に担保されるかということです。また、弁護士会の中では公権力の味方をするのはどうかという議論も確かにあっていいとは思いますが、それを超えて地方行政に法の知識が入りますと、市民のための行政というところへ変わってきているというのが、実はすごく大切なことなのです。千葉県流山市で働いている任期付職員が、職員の政策法務や法律知識の研修をものすごくしているのですよね。

そうすると、地方分権の時代に、法の体系が頭に入って自信をもって行政判断ができますし、自治体の行政官が自ら解決していくということになると本当に住民も救われてくるのですね。現実の問題として刑事訴訟の対象として訴えられることがありますから、みんな先送りにしてしまうという現実の問題もあると思います。ぜひ新しい事務総長などにも、自信をもって進めていただくということが大切なと思っていますので、よろしくをお願いします。

議題②議長・副議長選任の件について

(北川議長)

それでは次の議題、議長・副議長の選任の件をお諮りします。市民会議規則5条では、議長1名、副議長若干名を委員の互選により選出するということになっています。任期は1年で再任は妨げないという規定です。来年度4月1日から1年間の議長を選任したいと思いますが、自薦・他薦はありますでしょうか。

(中川委員)

よろしいでしょうか。私から推薦申し上げたいのですけれども、議長につきましては、

引き続き北川議長にお願いをし、副議長につきましても、引き続き豊副議長にお願いしたいと思います。

(北川議長)

皆さんよろしいでしょうか。

( 承 認 )

議題③その他

(北川議長)

それでは第 42 回の市民会議の日程についてですが、既に内定の通知をさせていただいてますとおり、平成 26 年の 5 月 20 日火曜日が、現段階で 6 名の方が参加可能となっております。午前 10 時から午後 0 時まで、開催させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

6. 閉会

(北川議長)

それでは、本日予定しておりました審議を終了いたします。ありがとうございました。

(山岸会長)

ありがとうございました。(了)